



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県



神奈川県

平成 31 年 4 月 17 日
記者発表資料

神奈川県と株式会社セブン&アイ・ホールディングスは SDGs 推進協定を締結しました



SDGs未来都市である県は、SDGs(持続可能な開発目標)の推進に向けて、このたび、株式会社セブン&アイ・ホールディングスと、「SDGs推進に係る連携と協力に関する協定」を締結しましたのでお知らせします。この協定締結を契機に、県民にとって身近な存在であるセブン&アイ・ホールディングスのグループ各社と連携し、SDGsの普及啓発をはじめ、SDGsの推進に向けた具体的な連携事業を実施します。

《具体的な連携事項》

(1) エネルギーの地産地消に関すること



・「かながわスマートエネルギー計画」の推進に向けて、太陽光発電と電気自動車のリユースバッテリーを活用した蓄電システムのセブン-イレブン店舗における実証実験の実施及び導入店舗の拡大 等

(2) プラスチックごみ問題に関すること



・「かながわプラごみゼロ宣言」の推進に向けて、セブン-イレブン店舗におけるレジ袋の取扱サイズの絞り込み及び紙製レジ袋の導入などの実証実験の実施や、ペットボトル回収機設置によるペットボトルのリサイクルの推進 等

(3) 未病を改善する取組に関すること



・県のアプリ「マイME-BYOカルテ」とそごう・西武のアプリ「beauty24」との連携による未病改善の推進や、そごう横浜店等におけるME-BYOコンセプト及び未病関連商品・サービスを普及するイベントの開催 等

(4) 共生社会の推進に関すること



・インクルーシブ教育の推進に向けて、同実践推進校との連携による、セブン-イレブン店舗での職場見学やインターンシップや就労・職場理解に関する出前授業等の実施

・障がいがある方への接客等の社内研修を通じたイトーヨーカドー社員への「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及啓発

・地域の福祉関連団体等と連携し、セブン-イレブン店舗の改装時等に発生する在庫商品の一部を地域の生活困窮者等の支援団体や施設への提供 等

※ 「インクルーシブ教育」：共生社会の実現に向けて、すべての生徒ができるだけ同じ場で共に学び共に育つ教育。

(添付資料)

資料 神奈川県と株式会社セブン&アイ・ホールディングスとのSDGs推進に係る連携と協力に関する協定

問合せ先

神奈川県政策局政策部

政策調整担当課長 船山 電話 045-210-3051

神奈川県政策局政策部総合政策課

連携推進グループ 大橋 電話 045-210-3068

神奈川県と株式会社セブン&アイ・ホールディングスとのSDGs推進に係る連携と協力に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）及び株式会社セブン&アイ・ホールディングス（以下「乙」という。）は、国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の達成に向け、相互に連携して取り組むことにより、県内における地域のより一層の活性化に資するため、以下のとおり、SDGs推進に係る連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、SDGsの推進に向けて緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、県民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）エネルギーの地産地消に関すること
- （2）プラスチックごみ問題に関すること
- （3）未病を改善する取組に関すること
- （4）共生社会の推進に関すること
- （5）その他、SDGsの普及啓発及び達成に向けた取組に関すること

（定期協議）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲及び乙が合意の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た相手方の秘密を、相手方の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。

（本協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、相手方に対して本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うことができる。なお、当該変更は甲及び乙が署名又は記名押印した書面をもって行うものとする。

(有効期間及び更新)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し、書面による特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されるものとし、以降この例によるものとする。

2 甲又は乙は、前項の定めにかかわらず、相手方に対し、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 31 年 4 月 17 日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治(自署)

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表取締役社長 井阪 隆一(自署)